
社会福祉法人健友福社会

第2ながやま認定こども園

運営規程

保育所型認定こども園 第2ながやま認定こども園 運営規程

(施設の目的)

第1条 第2ながやま認定こども園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（児童福祉法第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 本園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用児童」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程をふまえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- (3) 本園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 本園は、那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 条例第68号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する教育・保育の内容)

第3条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等に配慮し、次の通り定めるものとする。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ）
第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育にかかる行事等
- (4) 延長保育・発達支援保育において、保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第4条 本園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、本園における子育て支援の内容は、園長が別に定めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 教育・保育の実施にあたり配置する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名
- (2) 主幹保育士 2名
- (3) 教育及び保育に従事する者(加配含む) 15名以上
- (4) 栄養士 1名
- (5) 調理員 2名
- (6) 事務員 1名
- (7) 園医(嘱託医) 1名
- (8) 園歯科医(嘱託医) 1名

(学年及び学期)

第6条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとし、次の2学期に分けるものとする。

- (1) 第1学期 4月1日から10月の第2月曜日の直後の日曜日まで
- (2) 第2学期 10月の第3月曜日から翌年の3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第7条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日、12月29日から翌年の1月3日までの日、慰霊の日を除く。

- 2 教育・保育を提供する日であっても、台風等の災害・伝染病等により教育・保育の提供に支障がある場合は、この限りではない。
- 3 本園における子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第1号の子ども(保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。)への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加えるものとする。

- (1) 土曜日
- (2) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- (4) 秋季休業日 10月の第2月曜日の直後の火曜日から10月の第2月曜日の直後の金曜日まで
- (5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月4日まで
- (6) 学年末休業日 3月16日から3月31日まで
- (7) その他、園長が必要と認める日

(教育及び保育を行う時間)

第8条 本園における教育・保育を行う時間は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども(以下第10条において「小学校就学前子ども」という。)の区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号認定子ども 月～金の午前8時15分から午後2時まで
 - (2) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。)及び法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。) 午前7時15分から午後6時15分まで
 - (3) 2号認定子ども及び3号認定子どものうち保育短時間認定を受けたものの時間の上限は8時間までとし、それを超える場合及び上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間内及び午後6時15分から午後6時45分までの範囲内で延長保育を提供する。
- 2 本園における開所時間は、月曜日から土曜日の午前7時15分から午後6時45分までとする。
- 3 本園は、1号認定子どもがやむを得ない理由により、第1項第1号で定める教育時間以外に保育を希望する場合には、第1項第1号の規定に関わらず、第2項で定める開所時間の範囲内において、預かり保育を実施するものとする。
- 4 本園は、2号認定子ども及び3号認定子どもがやむを得ない理由により、第1項第2号及び第3号で定める教育及び保育の時間以外に保育を希望する場合には、第1項第2号及び第3号の規定に関わらず、第2項で定める開所時間の範囲内において、延長保育を実施するものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 本園は、那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下第15条第3号において「基準条例」という。）第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を保護者から徴収するものとする。

2 本園は、基準条例第13条第3項及び第4項の規定により、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用、その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で園児の保護者に負担させることが適当と認められるものを徴収することができる。

3 当該支払いに係る領収証に関しては、園の様式で交付する。ただし、保護者から紙媒体での領収証を求められた場合は、紙媒体での交付を行う。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第10条 本園の利用定員は、小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通りとする。

- (1) 1号認定子ども 15人
- (2) 2号認定子ども 54人
- (3) 3号認定子ども 45人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 9人

1号認定子ども（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3才児	4歳児	5歳児	合計
定員	9	18	18	18	18	18	99

	0歳児	1歳児	2歳児	3才児	4歳児	5歳児	合計
定員				5	5	5	15

2号・3号認定子ども（単位：人）

(利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第11条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合(第2項の規定により、同項各号に掲げる基準による選考によって入園が決定したものを除く。)

- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがあると園長が認めた場合
- 2 本園は、1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定するものとする。
 - (1) 本園の理念・教育を理解している。
 - (2) 兄弟姉妹が社会福祉法人健友福祉会施設に在園している者は、優先して入園させる。
 - (3) 社会福祉法人健友福祉会施設に在園している者で、2号認定から1号認定に変更になった場合、優先して入園させる。
 - (4) 那覇市内に在住している者は、優先して入園させる。
- 3 本園は、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、法第42条の規定により、那覇市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあつては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。
- 5 本園は、次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき
 - (2) 園児の保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
- 6 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は子どもの主治医への相談及びその他必要な措置を講じるものとする。
- 2 本園は、教育・保育の提供により事故が発生した場合は、関係機関及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 本園は、園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その損害に対する賠償その他必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、園児に対する虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律等の規定に基づき、関係機関との連携を図るものとする。

(苦情対応)

第15条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等の苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

2 本園は、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努め、常に改善を図るよう努めるものとする。

3 本園は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。

第三者委員 新嘉喜 嘉枝子 (民生委員児童委員) 098-867-0551
玉城 セツ (民生委員児童委員) 098-861-5775

(記録及び文書の整備)

第16条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 基準条例第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

2 文書管理については、社会福祉法人健友福社会文書管理規程に準じるものとする。

(保護者に対する支援)

第17条 本園は、障がいや発達上の支援を必要とする園児及びその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行うとともに、園児及びその保護者に対し、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行うものとする。

2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努めるものとする。

(秘密の保持)

- 第 18 条 本園の職員は、その業務上知り得た園児及びその保護者の秘密を保持するものとする。
- 2 本園の職員は、本園の子育て支援事業を利用した子ども及びその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 本園の職員は、本園の職員でなくなった場合においても、第 1 項及び第 2 項に規定する秘密を保持するものとする。
 - 4 園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、業務上必要な情報を提供するものとする。
 - 5 園から発信される写真、電子媒体でのお知らせ等を園掲示板、地域新聞に掲示することがある。写真・お知らせの掲示を拒否する場合は、園に速やかに連絡すること。
 - 6 本園に関係する者が園内及び園行事で得た写真等の情報を、不特定多数が閲覧できるインターネット上、情報共有サイトに掲載しないこと。

(業務の質の評価)

- 第 19 条 本園は、基準条例第 16 条に規定する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、特定教育及び保育の質の向上に努めるものとする。
- 2 本園は、定期的に本園を利用する園児の保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(本園の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 20 条 この規程に定められていないものについては、理事長が決するものとする。

付 則

- 1、この運営規程は、2019（平成 31 年）年 4 月 1 日から施行する。
- 2、この運営規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 3、この運営規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 4、この運営規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 5、この運営規定は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。
- 6、この運営規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 7、この運営規程は、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。

別表（第8条第2項関係）

費用の種類	支払いを求める理由	金額
1号認定子ども給食費	1号認定児の給食材料に要する費用 (給食費の減免世帯は那覇市が決定します)	月額 5000 円 (主食費：500 円 副食費：4500 円)
2号認定子ども給食費	3歳児以上児の給食に要する費用 (給食費の減免世帯は那覇市が決定します)	月額 6500 円 (主食費：1000 円 副食費：5500 円)
1号、2号認定子ども、及び3号認定子ども延長保育料	午後6時15分から午後6時45分の延長保育の料金	400 円/回 月額 3000 円
短時間認定児の延長料金	短時間認定児の上限8時間を超えて利用する延長保育の料金	400 円/60 分
一時保育利用料	1号認定児の利用時間(8:15~14:00)を超えて利用する場合の料金	半日(14:00~18:15) 400 円
1号認定児の土曜保育及び夏休み等保育利用料	1号認定児の土曜保育及び夏休み等に利用する場合の料金	半日(8:15~12:00) 400 円 一日(8:15~18:15) 800 円
連絡帳	無料(紛失時のみ徴収)	500 円/冊
保護者会費	保育環境充実及び行事費	500 円/月
教育・保育材料費	1歳児以上の教育・保育に係る絵本	時価のため別紙でお知らせします

※上記以外に関しては電子媒体または文書等でお知らせするものとする。